2章 入学後のこと

O7: 小学校には、どのような指導・支援の場がありますか。



子どもの学習面や行動面への指導・支援を行う場として、小学校には特別支援学級や通級指導教室といった場が設けられており、子どもの特性に応じた指導や支援が行われています。また、通常の学級に在籍している子どもには、通常の学級の担任が指導・支援を行っています。子ども個々の状態によっては、支援員等が、学級担任と一緒に支援にあたることもあります。

子どもの状態に応じた適切な指導・支援を見つけるために、学校でどのような指導・支援が受けられるのか、就学前は地域の教育委員会に、入学後は担任の先生に相談することをおすすめします。

Q8: 「特別支援学級」「通級指導教室」では、どのような学習をしますか。



特別支援学級は、小中学校の中に、特別に編制され、設置された学級です。基本的には、小中学校の通常の学級と同じ学習をしますが、特別支援学級は、障害のある子どもを対象とする学級であるため、対象となる子どもの障害の種類、程度等に応じた学習内容や方法により、きめ細かい指導・支援を行っています。また、子どもの状態等に応じて、通常の学級で、音楽や体育等の教科を一緒に学んだり、給食を一緒に食べたりすることがあります。どんな教科をどのくらいの時間、通常の学級で学ぶのかも、子どもの状態によって一人一人違います。

通級指導教室は、「通級による指導」を行う教室を言います。「通級による指導」とは、子どもが、通常の学級に在籍しながら、週に1~8時間程度、別の教室へ行って、個々の障害等に応じた特別の指導を行う形態を言います。障害による生活上又は学習上の困難を改善・克服し自立を図るための指導を行っています。

Q9: 「支援員」は、どのような支援をしていますか。



「支援員」は、個別の教育的支援を要する児童の生活の介助や学習の支援等を行うために、小学校や中学校・高等学校に配置されています。

名称に多少の違いはありますが、千葉県では、5 4 全ての市町村に「支援員」が配置されています。その人数や、配置の仕方については、市町村が決めています。

具体的な支援の内容は、子どもの状態によって違いますが、多くは、移動介助・安全への配慮・学習の 補助等を行っています。

Q10: 入学してから、担任以外に相談できる人はいますか。



います。「特別支援教育コーディネーター」や教頭先生等が良いと思います。

幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校には、「特別支援教育コーディネーター」(以下「コーディネーター I)という役割を持った教員がいます。

コーディネーターは、校内における特別支援教育の推進において、中心的な役割を果たしています。その役割の中に、校内の関係者や関係諸機関との連絡調整、保護者の相談窓口等があります。

コーディネーターへ相談する内容は、子どもの障害の有無に関係はありません。子育てのことで悩みや困ったことがあった場合には、早めに、気軽に相談してください。

Q11: 「特別支援学級」に入った子どもは、「高等学校」に入学できないのですか。



小中学校の特別支援学級に在籍したから、高等学校に入学できないということはありません。

公立高校を受検される場合には、各自治体の教育委員会が定めている「入学者選抜実施要項」を確認することが大切です。

千葉県の場合は、障害のある子どもが、各入学者選抜を受検するに当たって、特別な配慮が必要な場合に「配慮申請」を出すことができます。受検では公平性が求められるため、容易に試験時の配慮が認められないことがあるかも知れません。そのような場合には、中学校の時にも定期試験で配慮を受けていた実績や個別の指導計画等が、重要な資料になると考えられます。受検になって慌てて配慮を要請するのではなく、中学校在学時から定期試験にどのように配慮を求めるのかについて、本人、先生や保護者とで話し合いの機会を持つことが大切です。



Q12: 「特別支援学級」に入った子どもが、「通常の学級」に移ること(転級)はできますか。また、 その逆はできますか。



制度上、特別支援学級から通常の学級への転級、また、その逆もできます。

「学びの場」は、固定したものではなく、子どもの発達の程度、適応の状況等を考慮しながら、柔軟に転学ができます。 (下記 参考図 参照)

特別支援学級と通常の学級間での転級は、まず、担任や特別支援教育コーディネーターに相談すると良いです。学校は、本人、保護者の意向を十分に聞くとともに、市町村教育委員会等と話し合いながら転級が望ましいか決定していきます。

「多様で柔軟な仕組み」 & 「連続性のある多様な学びの場」 総合 中学校 的に判断 通常の学級 通常の学級 高等学校 特別支援学級 特別支援学級 障 害のある児童生徒 通級指導教室 通級指導教室 柔軟な 柔軟な 特別支援学校 小学部 中学部 高等部 22条の3は、 必要条件

参考図

Q13: 「特別支援学級」に入った子どもが、「特別支援学校」に移ること(転学)はできますか。また、 その逆はできますか。



制度上、特別支援学級から特別支援学校への転学、また、その逆もできます。

「学びの場」は、固定したものではなく、子どもの発達の程度、適応の状況等を考慮しながら、柔軟に 転学ができます。 (Q12の参考図 参照)

特別支援学級と特別支援学校間での転学は、まず、担任や特別支援教育コーディネーターに相談すると良いです。学校は、本人、保護者の意向を十分に聞くとともに、市町村教育委員会に連絡をします。 市町村教育委員会は、子ども本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学や医学等専門的な見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から転学を決めていきます。

市町村教育委員会は、学校種が違う、このような転学の場合は特に、両校の見学・体験等を行う等、 決定までの過程を重要視しながらていねいに就学指導を進めていきます。

